

## 指定試験所に関する運用細目

(目的)

第1条 この細目は、一般社団法人日本消防服装・装備協会（以下「協会」という。）の防火服等自主管理規定（以下「規定」という。）第5条第8項の規定に基づき、指定試験所に関する運用細目を定める。

(指定試験所の指定に係る申請)

第2条 規定第5条第1項の規定に基づく指定試験所の指定を受けようとする者は、次の各号の関係書類等を添えて、協会に申請するものとする。

- (1) 申請書（別記様式第1）
- (2) 試験所概要調書（試験所の所在地等の分かるもの）
- (3) 試験設備機器一覧表（自主基準にある試験項目名の一覧表でも良い）
- (4) 試験実施体制等概要調書（組織、担当部署、責任者等が分かるもの）
- (5) 試験マニュアル等の概要書（試験手順等を規定しているものの名称、概要等）
- (6) 試験結果の保存等に関する規定等の名称、概要等
- (7) 試験の一部を外部委託する場合、外部委託に関する規定等
- (8) 申請手数料

(審査・指定等)

第3条 協会は、前条の申請を受理した場合には、関係書類の有無、記載内容等を確認し、受付簿に關係事項を記載するものとする。

2 協会会長は、前条の申請に係る審査を規定第11条に規定する防火服等自主管理委員会（以下「委員会」という。）に付託するものとする。

3 委員会は、協会会長の付託を受けて審査を行い、その結果を協会会長へ報告するものとする。

4 協会会長は、委員会の報告を受け、指定することに支障がないと認めた場合には、指定試験所の指定を行う。

5 協会会長は、前項の指定の結果を申請者へ通知（別記様式第2）するとともに、関係者に情報提供を行うものとする。

(指定の有効期間)

第4条 指定試験所の有効期間は5年間とする。規定第5条第6項に規定する指定試験所の指定の更新申請は、有効期限満了の日の1年前の日から行うことができる。

- 2 更新を受けようとする指定試験所は、更新申請書（別記様式第3）及び更新手数料を添えて、協会に申請するものとする。
- 3 協会会長は、前項の更新申請に係る審査を委員会に付託するものとする。
- 4 委員会は、協会会長の付託を受けて審査を行い、その結果を協会会長に報告するものとする。
- 5 協会会長は、委員会の報告を受け、更新することに支障がないと認めた場合には、更新を認めるものとする。
- 6 協会会長は、前項の指定の更新について申請者に通知（別記様式第4）するとともに、関係者に情報提供を行うものとする。

（指定内容の変更等の届出）

第5条 規定第5条の指定を受けた者（前条第4項の更新を受けた者を含む。）は、指定を受けた内容等を変更しようとする場合には、予め協会に届け出を行うものとする。

（指定の取り消し）

第6条 協会は、指定の有効期限内に更新申請が無かった場合及び指定の要件を満たさなくなると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

- 2 協会会長は、前項の指定を取り消そうとする場合は、予め委員会の意見を聞くものとする。
- 3 協会会長は、前項の指定を取り消す場合には、当該取り消しに係る試験所に連絡するものとする。
- 4 協会は、指定試験所の取り消しをした場合には、当該試験所に通知するとともに、関係者に情報提供するものとする。

（雑則）

第7条 この運用細目に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この運用細目は、令和6年5月24日から実施する。